

令和 8 年 2 月 4 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 2 回定例会

[ 参考資料 ( 2 ) ]

議案第 4 号関係 . . . . .	1
議案第 6 号関係 . . . . .	3
議案第 7 号関係 . . . . .	5
議案第 8 号関係 . . . . .	9
議案第 9 号関係 . . . . .	1 1
議案第 1 0 号関係 . . . . .	1 3

千葉市教育委員会



## 令和7年度補正予算について(2月補正)

### 学校給食費の改定について

学校教育部 保健体育課

#### 1 給食費の状況

- ・学校給食は、学校給食法に基づき、人件費や施設整備費、水道光熱費などの運営費用は市が負担し、食材費については、保護者の負担とされている。
- ・一方で、世界情勢の影響等による物価高騰が続き、保護者から徴収する給食費だけでは献立作成に必要な食材料費が賄えない状況が続いている中、保護者の経済的負担も増えている状況を踏まえ、令和4年度から、保護者負担を増やすことなく、国交付金も活用し、物価高騰分を公費で補うことで、これまでどおりの栄養バランスや質・量を保った給食を提供してきた。
- ・しかしながら、物価高騰傾向が継続し、公費負担割合が上昇していること等を考慮し、将来に渡って給食提供を継続していくために、献立の工夫など経費削減を行ったうえで、本市のめざす安全・安心で望ましい質と量を保ったおいしい給食を提供できる適切な給食費に引き上げる。

#### 2 改定額と保護者負担額 (案)

- ・改定率は、物価上昇率等を踏まえ、29.7%とする。

【改定額一覧表】

(円)

	現行給食費 単価 (=保護 者負担額)	改定後給食費単価		現行給食費 月額 (保護者 負担額)	改定後給食費月額	
			令和8年度 保護者負担単価			令和8年度 保護者負担月額
小学校下学年	270	350	0	4,663	6,045	0
小学校上学年	288	374	0	4,974	6,460	0
中・中等教育 (前期)・高等特支	320	415	320	5,527	7,168	5,527
第二養護下学年	288	374	0	4,974	6,460	0
第二養護上学年	298	387	0	5,147	6,685	0
養護学校	349	453	349	6,028	7,824	6,028

※月額、年額 (年間実施回数を190回として算出) を夏休みを除く11か月で除した額

#### 3 令和8年度における保護者負担額の考え方

##### (1) 小学校・第二養護学校

- ・適切な給食費に改定を行った上で、その大部分について、令和8年度から開始される「学校給食費の抜本的な負担軽減」により創設される「給食費負担軽減交付金」を充当し、不足分については、重点支援地方交付金により保護者負担を求めないこととする。

##### (2) 中学校・中等教育学校 (前期)・高等特別支援学校・養護学校

- ・中学校等については、国の「給食費負担軽減交付金」の対象となっていない。したがって、適切な給食費に改定を行った上で、保護者負担は据え置きとし、不足額を重点支援地方交付金にて充当する。

#### 4 改定時期

令和8年4月



## 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

教育総務部 教育給与課

### 1 改正の趣旨

教員特殊業務のうち、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で、週休日等に行うものに係る手当の額を引き上げるため、千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正するものである。

### 2 改正内容

部活動の地域展開に伴い、処遇と負担のバランスから学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で、週休日等に行うものに係る手当を、部活動指導員の補助単価等と同程度の水準とするため、義務教育費国庫負担金の算定基準が引き上げられることから、本市における当該手当の支給額を、義務教育費国庫負担金の算定基準と同額となるよう、以下のとおり引き上げる。

区分	改正前	改正後
対外運動競技等における指導業務 (練習試合等含む)	日額 5,100円 <u>(練習試合等は、日額3,600円)</u>	日額 5,100円 <u>(練習試合等は、下記の手当に統合)</u>
学校の管理下において行われる部活動における指導業務	3時間以上日額 <u>2,700円</u>	3時間以上日額 <u>3,900円</u>

### 3 施行期日

令和8年4月1日



## 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

教育総務部 教育給与課

### 1 趣旨

昨年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）等を行うため、給料及び諸手当の改正を行うとともに、一般職の職員に準じ、会計年度任用職員に係る改正を行うほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

【参考】千葉市人事委員会勧告における給与制度のアップデートの趣旨

- 職務・職責に応じた給与体系の整備
- 人材確保の観点やライフスタイルの多様化等を踏まえた処遇の改善
- 地域における民間給与水準の適切な反映

### 2 改正内容

#### (1) 給料表の改定

##### ア 教育職

3～5級について、初号付近の号給を削除し、初号の給料月額を引き上げる。

##### イ 行政職

(ア) 3級～6級について、初号付近の号給を削除し、初号の給料月額を引き上げる。

(イ) 3級について、他の級の給料月額との重なりが多いことから、最高号給近辺の号給を削除する。

※号給の削除により、令和8年4月1日から給料月額が引下げとなる職員については、当分の間、その差額を給料として支給。

(ウ) 7級・8級について、初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する級との給料月額の重なりを解消し、昇格により大きく給与上昇する仕組みにするとともに、号給を大きくくり化する（昇給は、勤務成績優秀者に限り行う）。

#### (2) 地域手当の改定

地域手当の支給割合を段階的に15%から12%に引き下げる。

区分	現行	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
支給割合	15%	14%	13%	12%

(3) 扶養手当の改定

配偶者及び子の手当額を段階的に見直す（配偶者：廃止、子：引上げ）

区分	役職段階	現行	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
配偶者	8級（局長級）	0円	0円	0円	0円
	7級（部長級）	3,500円			
	6級（課長級）以下	6,500円	4,500円	2,500円	
子	全職員	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円

(4) 通勤手当の改定

ア 1か月あたりの手当の支給限度額を引き上げる（55,000円 → 150,000円）。

イ 採用時から特別急行列車等の利用を必要とする職員についても、手当の支給を可能とする。

ウ 自動車等使用者に対する手当の1か月あたりの手当の支給限度額を引き上げる（38,700円 → 66,400円）。

※上限距離についても「60km以上」から「100km以上」に引き上げ、5km刻みで距離区分を新設する。

(参考) 勧告内容

距離区分	支給額
5km未満	2,000円
5km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,300円
15km以上20km未満	10,400円
20km以上25km未満	13,500円
25km以上30km未満	16,600円
30km以上35km未満	19,700円
35km以上40km未満	22,800円
40km以上45km未満	25,900円
45km以上50km未満	29,100円
50km以上55km未満	32,300円
55km以上60km未満	35,500円
60km以上65km未満	38,700円
65km以上70km未満	42,200円
70km以上75km未満	45,700円
75km以上80km未満	49,200円
80km以上85km未満	52,700円
85km以上90km未満	56,200円
90km以上95km未満	59,600円
95km以上100km未満	63,000円
100km以上	66,400円

新設

(5) 単身赴任手当の改定

採用時から単身赴任が必要となる職員についても、手当の支給を可能とする。

(6) 管理職員特別勤務手当の改定

平日深夜における手当の支給対象時間帯を拡大する。

区分	現行	改正後
対象時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

(7) 特定任期付職員の特別給の改定

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給する。

区分	現行	改正後
特別給の構成	・ 期末手当 ・ 特定任期付職員業績手当	・ 期末手当 ・ 勤勉手当

(8) 再任用職員への手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に新たに住居手当を支給する。

(9) 会計年度任用職員の取扱い

一般職の職員に準じて改正する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日



## 千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について

教育総務部 教育給与課

### 1 趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、昨今の経済社会情勢の変化に対応するための規定を整備するほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

【参考】国家公務員等の旅費等に関する法律の改正概要  
 (1) 旅費の計算等に係る規定（旅費の種類や内容等）の簡素化  
 (2) 旅費の支給対象の見直し（自宅等からの出張に係る旅費を支給可能とする等）  
 (3) 国費の適正な支出の確保（旅費の返納に係る規定の新設等）  
 ※詳細については、政令及び省令に委任（法律の条数を48条→12条に簡素化）」

### 2 改正内容

#### (1) 一般職の職員の主な改正内容

##### ア 旅費の種目及び内容に係る規定の簡素化

項目	改正内容
鉄道賃	・ 特急料金の距離要件廃止 ・ 特別車両料金の対象の拡充 ・ 手数料等の支給
船賃	・ 手数料等の支給
航空賃	・ 運賃の額の明確化（最下級） ・ 手数料等の支給
車賃	廃止（その他の交通費新設）
その他の交通費	・ バス等の交通費の原則実費支給化 ・ 多様な交通手段や移動に伴う各種費用の支給化 ・ 自家用車の公務使用にかかる旅費の変更（18円/km）
日当	廃止（宿泊手当新設）
宿泊手当	・ 宿泊を伴う出張に対する手当の新設（最大2400円）
宿泊費	・ 都道府県ごとに応じた上限額の上限付き実費支給
包括宿泊費	・ 旅行パック商品への支出の制度化
転居費	・ 対象者の拡充（扶養親族→家族） ・ 額の実費化
旅費の計算	・ 最も経済的な通常の経路及び方法の柔軟化

#### イ 市費の適正な支出の確保

規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求める。

#### (2) 特別職の職員の改正内容

一般職の職員と同様に、国家公務員に準じた制度となるよう見直しを行う。

### 3 施行期日

令和8年4月1日



## 千葉県青少年センター設置管理条例の廃止について

生涯学習部 生涯学習振興課

### 1 廃止の趣旨

千葉県南部青少年センターは、昭和48年11月に「青少年の健全な育成を図り、教養の向上に資する」ことを目的として設置したが、施設の老朽化により修繕及び維持管理に多額の経費負担を要すること、公民館等においても青少年の健全育成と教養の向上を目的とした事業を行っていることから、令和8年度末で廃止するものである。

### 2 施設概要

所在地	千葉市中央区白旗1丁目3番16号
構造等	鉄筋コンクリート造3階 延床面積2,848.17㎡、敷地面積2,973.37㎡
施設内容	1階：管理事務室、ホール、ラウンジ 2階：料理実習室、講習室、会議室 3階：録音室、視聴覚室、美術実習室、和室、レッスン室 駐車場：34台
利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	月曜日、祝日、年末年始

### 3 今後のスケジュール

令和8年度 千葉県南部青少年センター解体実施設計

令和9年度 千葉県南部青少年センター解体工事

(千葉県みやこ図書館白旗分館は現地建替え)

### 4 施行期日

令和9年4月1日



## 工事請負契約について (特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業建設工事)

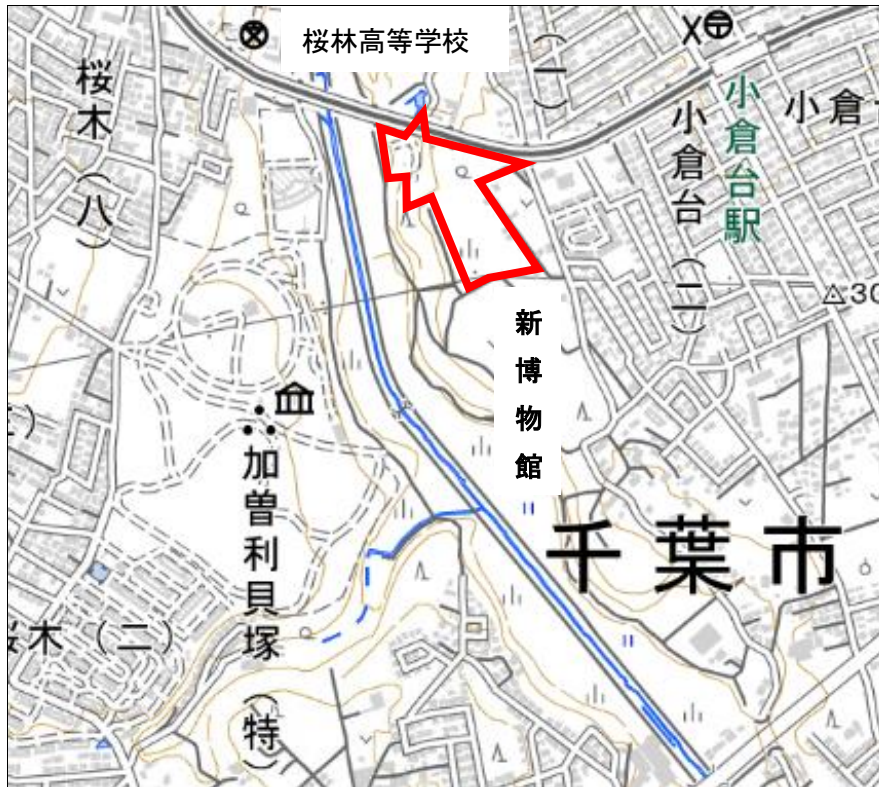
生涯学習部 文化財課 新博物館整備室

本件は、特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備のため、博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベーター棟の建築工事等を行うものである。

- 1 工事名称 特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業建設工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区小倉町937番地外
- 3 工事概要  
特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備のための博物館、飲食物販施設、土器づくり工房、屋外エレベーター棟の建築工事等  
＜令和7年度債務負担行為設定＞
  - (1) 博物館  
概要 基本設計、実施設計、建築工事、工事監理  
構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上3階建  
延床面積 3,896㎡
  - (2) 飲食物販施設  
概要 基本設計、実施設計、建築工事、工事監理  
構造規模 鉄筋コンクリート造、地上1階建  
延床面積 110㎡
  - (3) 土器づくり工房  
概要 基本設計、実施設計、建築工事、工事監理  
構造規模 木造、地上1階建  
延床面積 50㎡
  - (4) 屋外エレベーター棟  
概要 基本設計、実施設計、建築工事、工事監理  
構造規模 鉄骨造、地上3階建  
延床面積 61㎡
  - (5) その他外構工事(駐車場、敷地内通路、フェンス等の整備)
- 4 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 9,081,600千円(消費税含む)
- 6 工期 契約締結日から令和12年9月30日まで

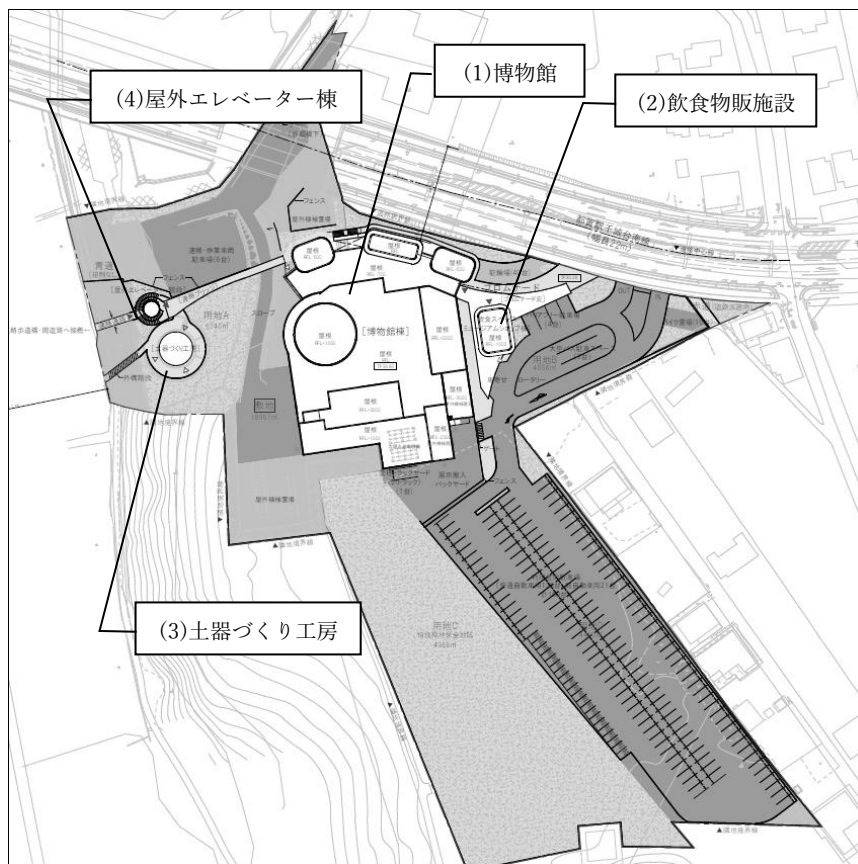
7 請負者 請負者 千葉市中央区中央1丁目11番1号  
前田・市原・トータルメディア・久米特定建設工事共同企業体  
代表者 千葉市中央区中央1丁目11番1号  
前田建設工業株式会社 千葉営業所  
所長 渡辺 賢太郎  
千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
株式会社市原組  
代表取締役 本橋 誠之  
東京都千代田区紀尾井町3番23号  
株式会社トータルメディア開発研究所  
代表取締役 山村 健一郎  
東京都江東区潮見2丁目1番22号  
株式会社久米設計  
代表取締役 能口 達也

## 位置図



出典：国土地理院地図 (<https://www.gsi.go.jp/>) をもとに千葉市作成

## 配置図



出典：事業提案書からの抜粋

※令和8年度からの基本設計等において変更となる場合があります。